

高萩・北茨城広域事務組合職員の再任用に関する規則

令和元年10月9日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第28条の4第1項に規定する定年退職者等（次条において「定年退職者等」という。）の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次条において同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者等の再任用等)

第2条 定年退職者等の再任用については、北茨城市職員の再任用に関する規則（平成13年北茨城市規則第7号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。